

平成 24 年 8 月 29 日
運輸安全委員会

モーターボート建友爆発事故に関する情報提供について

国土交通省及び経済産業省原子力安全・保安院へ以下のとおり、情報提供を行いました。

1. 事故の概要

モーターボート建友は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗船させ、大牟田市大牟田川の船だまりにおいて出航準備中、平成23年5月2日（月）10時10分ごろ、主機関を始動したところ、エンジンケーシング内で爆発が発生した。

本船は、同乗者2人が骨折し、外板、ブルワーク、操縦席計器盤等に破損を生じた。

2. 事実情報

今後の調査により、事実関係を確定することとしているが、現在までの調査で明らかになった事実は以下の通りである。

本事故は、本船が大牟田川下流の船だまりに係留中、船長が、エンジンケーシング内に設置された主機関上部を洗浄用スプレー缶1缶全て使用して洗浄し、直ちにエンジンケーシングカバーを閉じて主機関を始動したところ、エンジンケーシング内に洗浄剤の気化したガス及び噴射剤のLPGが混合した可燃性ガスが滞留していたため、セルモーターから発生した電気スパークが可燃性ガスに着火して爆発したことにより発生したものと考えられる。

【参考】

平成20年10月1日当委員会が発足後、当委員会が把握したスプレー缶が関与した爆発火災事故はほかに3例発生している。

- ① A船は、長崎県松浦港に係留中、機関修理業者が、通風装置のない機関室で多量のスプレー剤を使用したのち、爆発限界内濃度の可燃性ガスが滞留していたところ、エンジンオイルを抜き出す目的で廃油ポンプモーターの端子を電源につないだ際、電気スパークが発生したため、平成20年9月15日10時05分ごろ可燃性ガスに着火して爆発したものと考えられる。

A船は、船長ほか乗組員1人及び機関修理業者2人が重度の火傷を負い、操舵室前面の窓が1ヶ所損傷した。

- ② B船は、船長ほか乗組員2人が乗り組み、長崎県長崎市所在のマリーナに係留中、大量のスプレー剤を使用してキャビン内に設置された主機の拭き取り作業を終え、爆発限界内濃度の可燃性ガスが滞留していたところ、主機の始動時に主機が同ガスを吸引した際、主機の吸気口からバックファイヤが生じたため、平成20年11月2日10時21分ごろ可燃性ガスに着火して爆発したものと考えられる。

B船は、船長が左第2中足骨骨折を、乗組員1人が両手背及び顔面に重度の熱傷を負い、船体は爆風でデッキが割れるとともに多数の亀裂が生じた。

- ③ C艇は、船長が1人で乗艇し、和歌山県白浜町所在の白良浜海水浴場西方沖で遊走中、転覆した同艇を立て直し、スプレー剤をキャブレターの空気吸入口に4～5回噴射しても機関を始動できなかったため、シリンダヘッドから点火プラグを取り外し、機関の始動操作を行った際、機関スペースに可燃性ガスが滞留しており、また、シリンダ内に噴霧されたガソリンが点火プラグの取付け穴から噴出するとともに電気火花が生じたため、平成21年7月30日15時00分ごろ可燃性ガス等に着火して爆発したものと考えられる。

C艇は、船長が顔と身体の前部に炎を浴びて火傷等の重傷を負い、船艇及び機関が著しく焼損した。